

長門市立小中学校を通じたチラシ等配布承認基準

令和 8 年 3 月
長門市教育委員会

1 目的

長門市立小中学校を通じて配布するチラシ・パンフレット等(以下、「チラシ等」という。)の承認基準を定め、適正かつ円滑な情報提供を図る。

※チラシ等で本基準の対象としないものは以下のとおり

- ・地方公共団体、国、独立行政法人からの配布物は、依頼文書により配布する。(ただし、正式な依頼文書のあるものに限る。)
- ・学校所在地の団体等(自治会・PTA など)から直接学校に持ち込まれる配布物(例:地元の催しなど)は、学校長が、本基準を踏まえ判断する。この場合においても、本基準「3.(3)免責」の規定を準用し、配布不承認等により主催者に生じた費用(印刷費等)について、教育委員会及び学校長は一切の責任を負わないものとする。

2 配布承認基準について

(1)承認を行うもの(承認基準)

長門市小中学校の児童生徒を対象とし、児童生徒の教育活動に資する情報であって、下記①～④のいずれかに該当する場合、配布を承認する。

- ①本市の機関が主催、共催、後援、または推薦するもの
- ②市内に本拠を置く公共的団体・企業が市内で実施するもの
- ③県内に本拠を置く公共的団体・企業が実施するもの。(ただし、開催場所、移動時間、参加費用等の観点から、本市の児童生徒が過度な負担なく参加することが現実的に可能であると認められるものに限る。)
- ④その他、配布することが適当であると市教育委員会が認めるもの

(2)上記にかかわらず、下記①～⑤のいずれかに該当する場合は、配布を承認しないものとする。

- ①法令の規定に抵触するもの
- ②公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの。
- ③特定の政治・宗教団体、反社会勢力と関係がある、またはそのおそれのあるもの。
- ④人権を侵害、または差別を助長するおそれのあるもの。
- ⑤過去に本承認の条件を履行しなかった、または虚偽の申請を行った団体
- ⑥その他、市教育委員会が適当でないとするもの。

3. 学校を通じたチラシ配布における責任範囲

(1)責任範囲

学校を通じたチラシの配布は、市教育委員会が児童生徒の教育活動に資すると認めて、広報の提供を支援するに止まるものであるため、事業の責任は主催者が負う。

責任事項	責任主体	補足事項
配布内容の審査	市教育委員会	教育的観点や中立性、本承認基準への適合性に関する形式的な審査。

配布物の制作	主催者	チラシの内容の正確性、記載事項の網羅性、誤解を招かない表現についての責任。
配布後のトラブル	主催者	配布された情報に起因する参加者とのトラブル(返金等)や事故に関するすべての責任。

(2)チラシへの責任明記の義務付け

チラシ等の配布承認を受けるにあたって、主催者は、チラシ等の分かりやすい位置に、主催団体名と連絡先(電話番号、所在地等)を明記すること。

【リスク対応案件】

以下の事項に該当する場合は、リスク管理の観点から下記の内容を確認する。

該当するチラシ等	確認事項	チラシへの明記
参加費・受講料等を事前徴収するもの	返金トラブル等防止の対応がとられていること(申請者の誓約書による確認)	キャンセルポリシー・返金規定
宿泊やアクティビティ(※)を伴うもの	参加者の安全確保体制がとられていること(申請者の誓約書による確認)	緊急時連絡先

※アクティビティとは、座学(講演・講習等)を除き、参加者が身体を動かす活動、または道具・機材・自然環境等を利用する事業を指し、スポーツ、野外活動、調理、工作など、安全確保のために特段の配慮を要するものをいう。

(3)免責

内容の不備等により、申請者が既に印刷したチラシ等の修正、廃棄、または不承認となったことによる損害(印刷費、人件費等)が発生しても、市教育委員会は一切の責任を負わない。

4 申請手続き

配布を希望する場合、「学校を通じたチラシ配布承認申請書」に配布を希望するチラシの案(内容、記載事項等が確認できるもの。)を添えて提出すること。

(1)提出期日

- 配布を希望する日の2週間前まで(チラシに不備がない場合の標準処理期間)

※チラシの内容の不備等により承認までに2週間以上要する場合がありますので、余裕をもって申請すること。

※チラシ等の配布時期については、学校の教育活動に支障がないよう、学校において時期を調整することがある。

(2)提出先及び連絡先

長門市教育委員会教育総務課 (〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2)

電話:0837-23-1257 電子メール:kyoi.somu@city.nagato.lg.jp

(3)結果の通知

教育委員会事務局は、配布の可否を決定し、主催者に連絡する。

(4)チラシ等の送付

承認を受けたチラシ等は、教育委員会事務局に持ち込み、あるいは主催者から直接学校に送付するものとする。なお、学校ごとの小分けに加え、学校の負担軽減の観点から、50部程度の小束にするなど必要な配慮を行うこと。

また、主催者から直接学校に送付する場合は、教育委員会事務局から承認を受けた旨を明記した送付文を必ず添えること。

付則

1. 適用期日

本基準は、令和8年4月1日から適用する。

2. 経過措置の適用

(1)猶予期間:本基準は原則、即時の適用とするが、周知期間を考慮し、本基準の適用日(令和8年4月1日)から1年間を限度に適用を猶予することができる。ただし、猶予期間中も、申請者に対しては、可能な限り本基準に基づく運用への協力を求めるものとする。

参考

2(2)「その他、市教育委員会が適当でないと認めるもの」の具体例

●営利性が主目的のもの

塾、習い事、特定の商品の広告など、営利性が主目的と判断されるもの。

●教育的な中立性を欠くもの

社会問題など特定の主義主張を含むもの。

●責任体制が不明確なもの

開催主体や連絡先が不明確なもの、または事業運営上の責任(安全管理、返金等)を主催者が負うことが明記されていないもの。

●児童・生徒の安全を確保に疑義が生じるもの

内容や活動場所、方法等が児童・生徒の安全確保上疑義が生じるもの。

●事業内容が明確でないもの

開催日や開催場所が予定である場合など、内容が明確でないもの。

●過去にトラブルのあった団体が行うもの

過去にチラシの配布、内容についてトラブルのあった団体が配布するもの。